

## 保証制度のポイント

### 事業承継特別保証制度

#### 1 保証対象者

下記の資格要件の(1)または(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者

**ココをチェック!!**

経営者保証なしで利用できます!

#### 2 資格要件

- (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- (2)2020年1月1日から2025年3月31日までに事業承継を実施した法人であって事業承継日から3年を経過していないもの
- (3)次の①から④までの全ての要件を満たすこと
  - ①資産超過であること
  - ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
  - ③法人・個人の分離がなされていること
  - ④返済緩和している借入金がないこと

#### 3 保証限度額

個人・会社 2億8,000万円  
組 合 4億8,000万円

#### 4 資金使途

運転資金・設備資金

#### 5 保証期間

一括返済の場合: 1年以内  
分割返済の場合: 10年以内(据置期間1年以内)

#### 6 その他

※新事業創出支援資金事業承継特別資金(県融資制度)の併用利用が可能です。

**ココをチェック!!**

保証料は愛媛県の全額補給により、利用者負担**ゼロ**となります。(2022年3月31日まで)  
金利は**1.50%**の固定利率となります。

## 信用保証料率の大幅な軽減が可能

経営者保証コーディネーター(注)による確認を受けた場合は下表の信用保証料率が適用されます。

保証料率区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
通常	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
確認有り	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%

※新事業創出支援資金事業承継特別資金(県融資制度)を併用利用する場合

保証料率区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
通常	1.72%	1.55%	1.38%	1.21%	1.00%	0.95%	0.75%	0.55%	0.35%
確認有り	1.04%	0.89%	0.76%	0.63%	0.52%	0.48%	0.38%	0.27%	0.16%

(2022年3月31日までは愛媛県が全額補給し、利用者負担はゼロとなります)

(注) 経営者保証コーディネーター

経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者(事業承継ネットワーク事務局等)が雇用する専門家のことをいいます。

## 【保証申込書類】

通常の申込書類のほか、次の資料が必要となります。

(1)事業承継計画書

(2)財務要件等確認書

(3)借換債権等確認書

(既存借入金を借り換える場合)

(4)他行借換依頼書兼確認書

(既存借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合)

(5)事業承継時判断材料チェックシート

(経営者保証コーディネーターによる確認を受け、信用保証料率の軽減の適用を受ける場合)